

## 令和7年度の授業料無償化の申請手続きについて

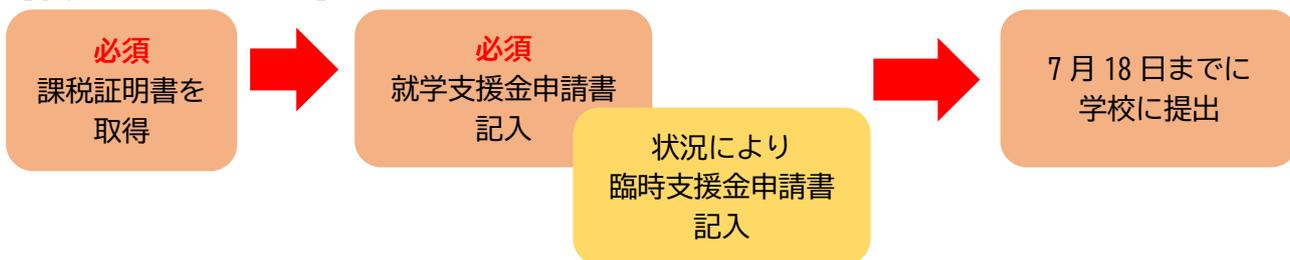
九段中等教育学校（後期課程）の授業料（1か月9,900円／年間118,800円）については、**手続きをすることにより所得に限らず実質無償化**となります。

これは、いずれも国の制度である「高等学校等就学支援金」（以下、就学支援金）または令和7年度のみ実施される予定の「高校生等臨時支援」（臨時支援）によるものです。

無償化を希望する場合は、**所得に限らず必ず申請書等をご提出**ください。

### 1 無償化を希望する場合

【手続きフローチャート】



【提出書類】 ①～②は必須、③は状況により提出

①令和7年7月～令和8年3月分 就学支援金申請書（申請書上部に水色にて表示）

②令和7年度（令和6年の所得を証明）住民税の課税（非課税）証明書

③（以下のア、イ、ウいずれかの世帯）高校生等臨時支援金申請書（申請書上部に黄色にて表示）

ア 令和6年度に就学支援金によらず、区の授業料減免により授業料が無償化※となった世帯（令和7年1月頃に決定通知書を配付しております。電話等でお答えすることはできません。）

イ 上記②の課税証明書を取得した結果、世帯の年収が概ね910万円以上の世帯

ウ アに該当するか不明、収入の計算がご面倒な場合など臨時支援金の申請書を予備的に提出したい世帯

**※①～③の書類をすべて不備なくご提出いただければ授業料は無償化になります。**

### 課税（非課税）証明書について

#### 収入あるなしに関わらず 保護者全員分

#### 令和7年度（令和6年の所得を証明）を取得する

取得方法：令和7年度分→令和7年1月1日現在お住いの区市町村に請求  
区市町村HPなどで取得方法をご確認ください。

注意事項：別紙「授業料無償化の申請に必要な課税証明書について」

代用不可：税額決定通知書×、源泉徴収票×、マイナポータル「わたしの情報」× など

### 2 無償化を希望しない場合の手続き

申請書や課税証明書等の提出は不要です。お手数ですが、学校経営企画室までご連絡くださいますようお願いいたします。授業料の支払いについてご案内します。

なお、授業料の支払いは納付書払い（区役所窓口・郵便局・指定金融機関等での支払い）を予定しています。

### 3 提出期限 **令和7年7月18日(金)**まで

※期限までに申請書等の提出がない場合、書類に不備があり学校から連絡をしても補正されない場合、無償化を希望しないものとして、授業料の支払いについてご案内します。

### 4 提出方法 書類が入っていた封筒に提出書類を入れてクラス担任に提出してください。

### 5 提出書類の扱いについて

申請に不要な書類の提出があった場合は、申請者に返却することなく適正に廃棄処分いたします。

### 6 申請書等の提出後について

提出書類に不備がある場合のみ学校から電話等でご連絡をします。

不備がある状態が続くと無償化をすることができなくなることから、学校から連絡があった際は速やかにご対応いただきますようお願いいたします。

不備がなければ、申請に対する決定通知書をお渡しします。(時期は審査の状況により未定)

### 7 よくあるご質問

問	回答
無償化を希望する場合、課税証明書は必要なのか。 会社からもらった税額決定通知書ではいけないのか。	課税証明書が必要です。 税額決定通知書、源泉徴収票、マイナポータル「わたしの情報」などでは、無償化のための証明事項等が不十分であることから、不可としています。
課税証明書などの添付書類はコピーでもよいか。	コピーでも提出可能です。 証明書のすべての箇所が鮮明に写っていることを確認し、提出してください。
確定申告などの税の申告をしていないため、課税証明書が取得できない。どうしたらよいか。	まずは本校経営企画室までご連絡ください。 また、速やかに税の申告をお願いします。 無償化を希望する場合は、申告後に課税証明書を取得してください。 不備がない場合は、無償化に関する申請書と課税証明書が揃った月から無償化を開始します。遡及はできません。
臨時支援とは	令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。 高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約910万円以上世帯と判定された場合に、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。(令和7年度限り※1・新規) ※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。【文部科学省ホームページから引用】

#### 担当

経営企画室 荒木・田中

電話：03-3263-7190 (平日 8:00~16:45)

問い合わせの際は、この配付文書をお手元にご用意ください。